

加藤誠二さんへの「民事裁判」不当判決に対する抗議声明

名古屋地方裁判所は本日5月19日、加藤誠二さんの懲戒解雇撤回を求めて闘ってきた「地位確認訴訟」に対し、「請求を棄却する」という不当判決を言い渡した。JR総連はこの不当判決を満腔の怒りをもって糾弾する。

4月21日に下された「蒲郡駅事件」に対する一審判決は、まさに「有罪ありき」の「逆立ち判決」であった。今回の判決は、この刑事裁判の判決を下敷きにしたと言っても過言ではない不当なものである。

この間、「蒲郡駅事件」の裁判をつうじ、加藤誠二さんをはじめ我が仲間たちは、8回の口頭弁論をつうじて、JR東海会社が言う「会社資料をコピーし、そのコピー用紙を窃取した」という主張をことごとく打ち砕いてきた。JR東海会社が提出した証拠は、物的証拠にはなりえない、全て有罪を前提とした推論に基づくものばかりであった。「窃取」がないのだから当然のことである。それは、裁判を傍聴した誰の目から見ても明らかである。にもかかわらずである。

そもそも、この事件はJR東海会社による刑事告訴からはじまった。2007年7月13日、時あたかも美世志会への一審判決が出される4日前の家宅捜索の断行である。数カ月前から用意されていた代替要員の配置や、加藤さんに対する任意の事情聴取がおこなわれた警察署内での就業制限の申し渡しなど、その周到さはJR東海会社と公安警察の連携をうかがわせた。労働組合破壊を目的とした政治弾圧・国策捜査といわれるゆえんはここにある。今回、名古屋地裁が下したこの不当判決は、「国策弾圧」を容認し、それに追随する以外の何ものでもない。

現在、新自由主義政策によって、世界の金融経済危機が進行し、労働者民衆の生活と生存が脅かされている。日本においても「貧困と飢餓」が人々に襲いかかっている。時の権力者は新自由主義を日本に貫徹する過程において、労働組合破壊を推し進めてきた。JR総連と加盟各単組への弾圧は、まさにその最終的仕上げとしてあるのだ。

我々は、このような政治弾圧に屈するわけにはいかない。

加藤誠二さんは、刑事裁判と同様に控訴を決意し、無罪を勝ち取るとともに懲戒解雇撤回に向け断固闘う決意を明らかにした。JR総連は加藤さんの煮えたぎる怒りと闘う決意をしっかりと受け止め、刑事・民事裁判を引き続き全面的に支援し、組織の総力を挙げて闘うものである。

加藤誠二さん、JR東海労の仲間とともに、そして全国の仲間とともに、最後まで闘い抜くことを明らかにする。

「抵抗とヒューマニズム」を掲げ、断固闘おう！！

2009年5月19日

全日本鉄道労働組合総連合会
(JR総連)